

都市計画下水道の変更内容について (法定図書)

中讃広域都市計画下水道の変更(丸亀市決定)

都市計画下水道 土器ポンプ場を次のように変更する。

名称	内訳	位置	備考
丸亀市公共下水道	土器ポンプ場	丸亀市土器町東九丁目	5,200㎡ 900㎡

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
上段赤書きは変更前

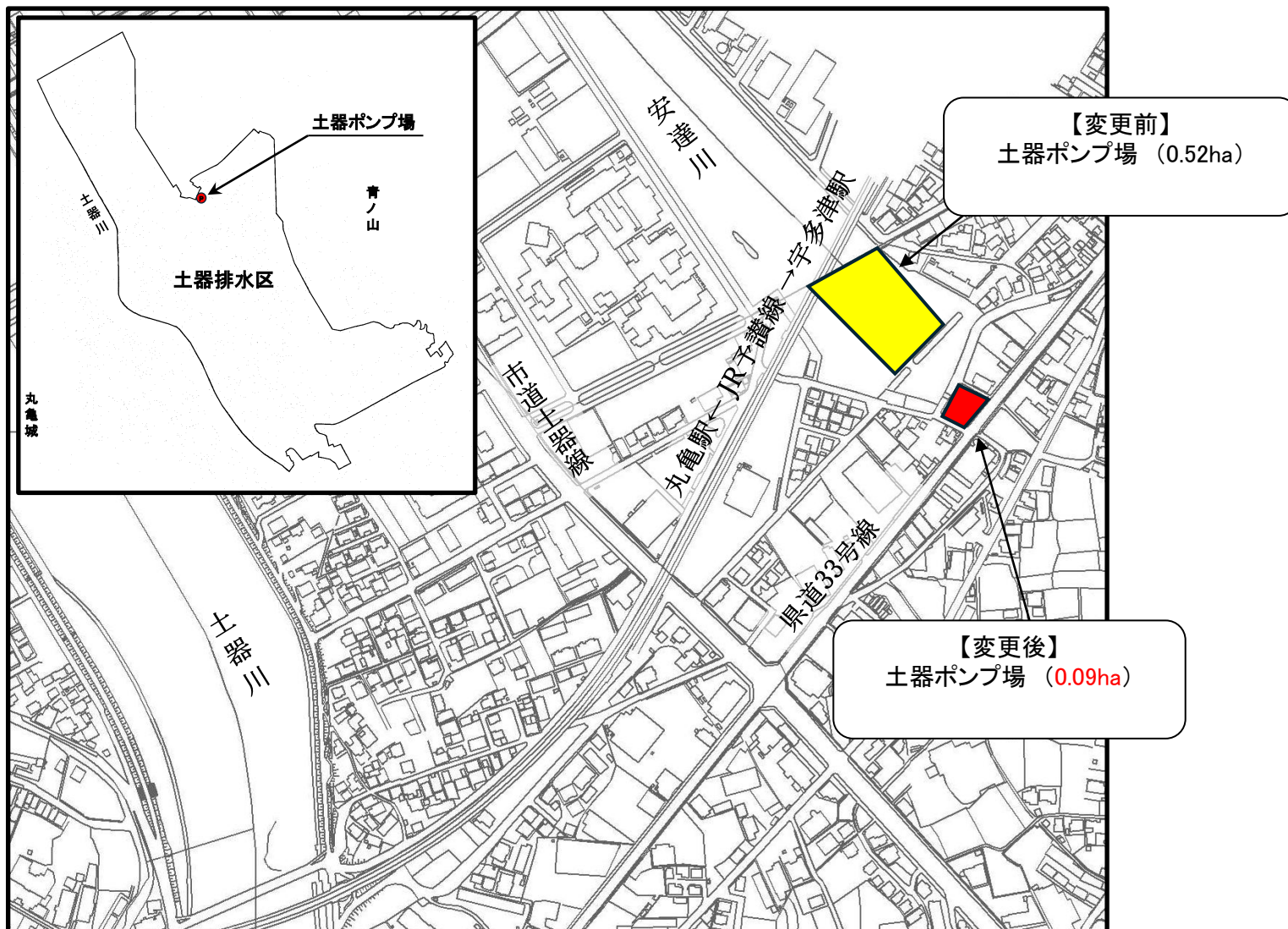
変更理由

都市計画下水道における「土器ポンプ場」の建設には公有水面の埋立造成が必要なことや、他事業で暫定整備した産砂ポンプ場により対応してきたことから、現在も未整備となっている。

一方で、このポンプ場は、昭和44年に供用開始しており、気候変動に伴う豪雨の増加、並びに市街化の促進に伴う雨水量の増加に対して、排水能力が不足していることや、供用開始から56年が経過し老朽化が進んでいることが課題となっている。

これらの課題を解決するため、既存の排水系統を調査し、排水計画の再検討を行った結果、既存水路の最も末端である産砂ポンプ場の位置に「土器ポンプ場」を位置付けることが、最も効果的かつ経済的な浸水対策であることが示されたことから、浸水防除をより一層図るため、他事業で整備した産砂ポンプ場を廃止し、11 m³/秒の排水能力を持つ土器ポンプ場を当該位置へ変更するものである。

都市計画下水道の変更 (丸亀市決定)



産砂ポンプ場（他事業で整備）

南側(県道33号から)



北側(安達川から)



計画図（土器ポンプ場平面図）

